平３１医務保険第９５５号

平３１健康増進第１４７６号

令和２年(2020年)３月５日

　各医療機関の管理者 　様

　　　　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 山口県健康福祉部医務保険課長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　健康増進課長

新型コロナウイルス核酸検出（ＰＣＲ検査）の保険適用等について

このことについて、別添のとおり厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

|  |
| --- |
| 医務保険課 医療指導班　担当：三好  TEL:083-933-2820 FAX:083-933-2939  健康増進課 感染症班　　担当：中村  TEL:083-933-2956 FAX:083-933-2969 |

なお、本県の新型コロナウイルス感染症の発生状況に鑑み、同感染症に係るＰＣＲ検査を保険適用により実施するのは、当面の間、感染症指定医療機関及び帰国者・接触者外来を設置している医療機関が対象となりますので、御留意願います。

おって、感染症指定医療機関及び帰国者・接触者外来を設置している医療機関にあっては、ＰＣＲ検査を保険適用により実施する場合、各保健所の帰国者・接触者相談センターに、検査前に検査を実施する旨を、また、検査後は検査結果について、報告していただきますようお願いします。